

# じょうれい けいかく そあん こ わかもの む かいせつ 条例・計画（素案）子ども・若者向け解説ガイド

## ～もくじ～

2ページ：「これまで」と「これから」の<sup>とりく</sup>取り組み

3ページ：<sup>じょうれい けいかく</sup>条例と計画について

4～6ページ：<sup>じょうれいぜんぶん こ おも おとな</sup>条例前文（子どもの<sup>こ</sup>思い、大人へのメッセージ、<sup>く おとな けつひょうめい</sup>区や大人の<sup>おとな</sup>決意表明）

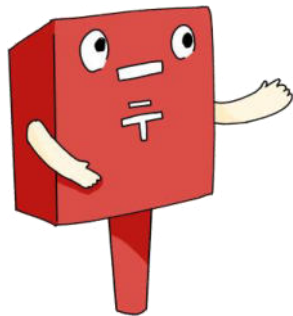
7ページ：<sup>けんり</sup>権利カタログ（<sup>じょうれい だい しょう</sup>条例の第2章）

8ページ：<sup>すがた</sup>めざすまちの姿、<sup>けいかく もくひょう</sup>計画の目標

9ページ：<sup>けいかく つらぬ</sup>計画を貫く4つの<sup>げんそく</sup>原則

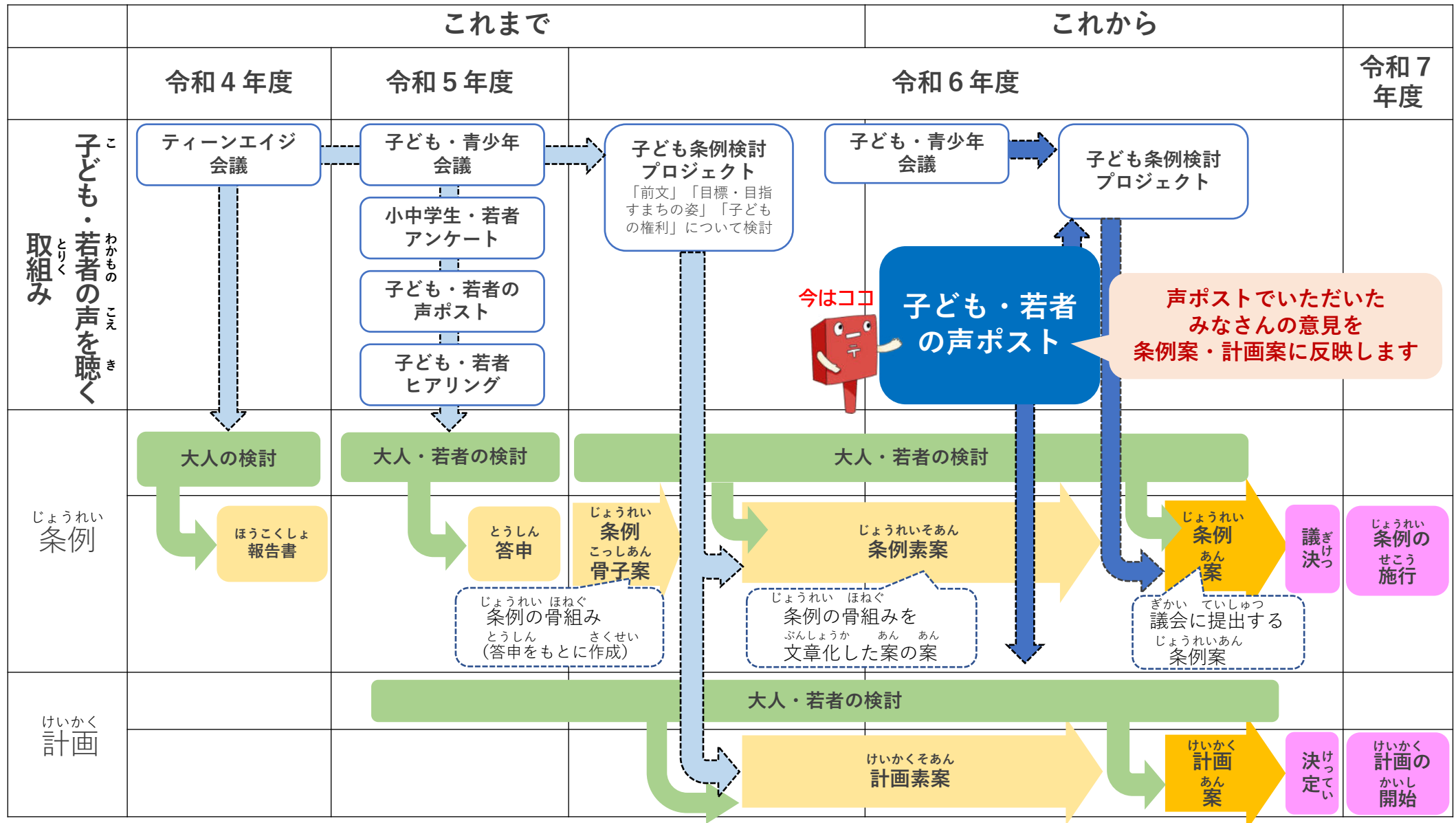
10ページ：7つの<sup>せいさく はしら</sup>政策の柱

<sup>あんない</sup>  
わたしがご案内します



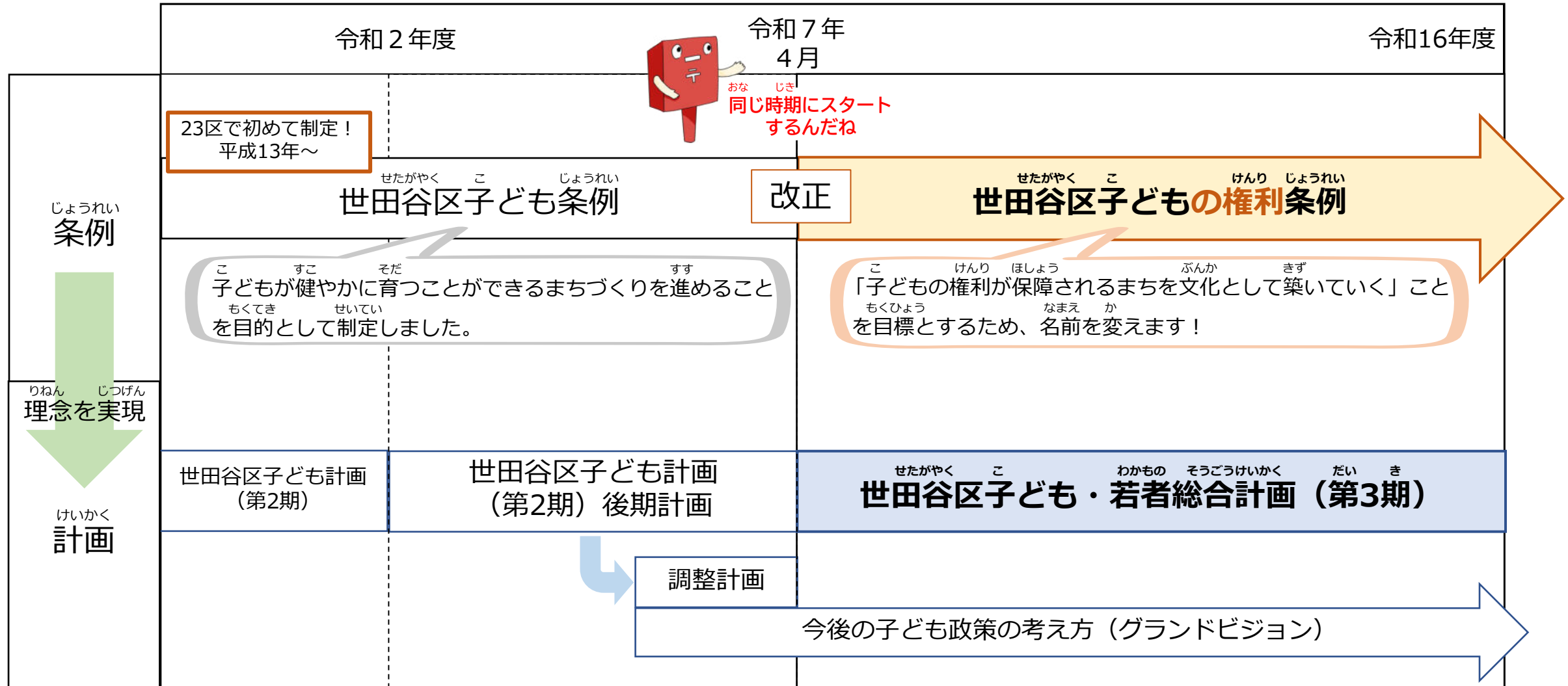
# 「これまで」と「これから」の取組み

みなさんからいただいた声を、<sup>こえ</sup> 条例案や<sup>じょうれいあん</sup> 計画案<sup>けいかくあん</sup> に<sup>はんえい</sup> 反映します。



# 条例と計画について

「子どもの権利条例」の理念を実現するため、「子ども・若者総合計画」を作っています。



ぜんぶん しょうれい しゅし もくてき しる  
前文とは、条例の趣旨や目的を記したものです。

## こ おも 子どもの想い

せたがや す  
世田谷のまちが好きです。

けんこう しぜんゆた せたがや まも  
健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

じぶん みらい きぼう  
自分の未来に希望をもちたいです。

せんたく かんきょう じぶん い  
さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。

こ どうし こうりゅう ふ  
子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。

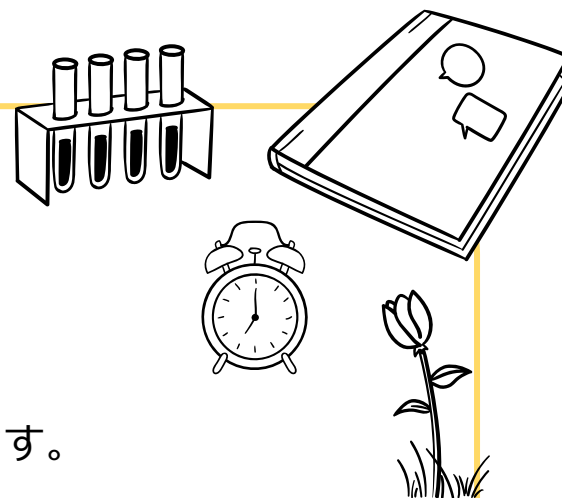
あんしん ばしょ しあわ かん  
安心できる場所にいることで幸せを感じるすることができます。

じゆう まな たんきゅう  
自由に、学びたいことを探求したいです。

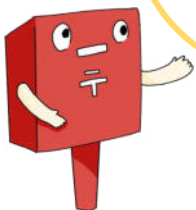
まな ふか せいちょう へったつ  
学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。

おとな いけん おも とど  
大人に意見や想いを届けたいです。

じぶん いけん おも おとな う い しあわ かん  
自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じるすることができます。



こ おも う  
子どもたちの想いを受けとめ、  
なま こえ い  
できるだけ生の声を活かして  
か  
書いているよ



## おとな 大人へのメッセージ

わたし ことば おも う ひてい こうてい  
私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。

おとな いけん おも そんちょう なに おそ じゆう はつげん ひょうげん かんきょう  
大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。

おとなせだい まえ こ せだい まえ  
大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。

おとな じぶん こ とき きも おも だ こ たいとう む あ  
大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってください。

こ かん き ほんにん ことば おも しん  
子どもはきっこう感しているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や想いを信じてください。

こせい みと じぶん い たようせい みと きかい くうかん ひつよう  
個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。

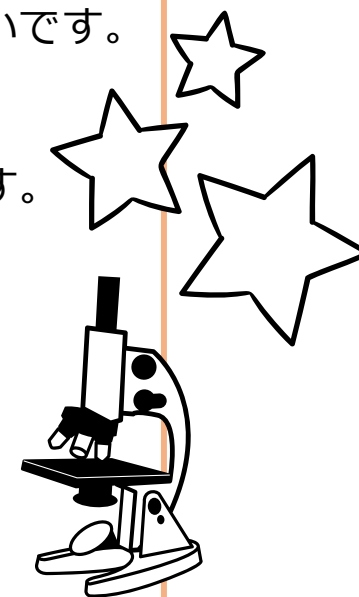
こうきしん たいけん きかい そだ まな と い  
好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

こ あんしん きょういく う たよう かんきょう ひつよう  
すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。

ふあん も こ みかた ひと ばしょ  
いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。

「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。

わたし しんろ えら ひとり あ おうえん  
私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

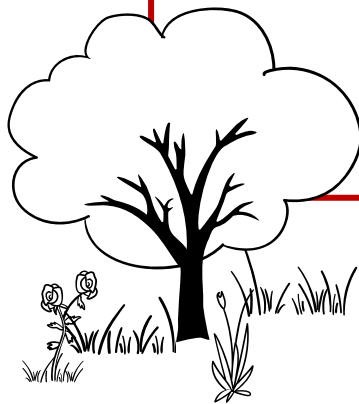
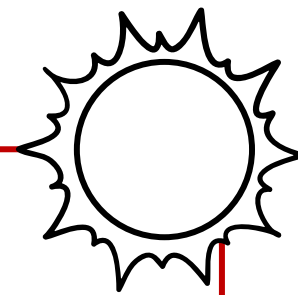


## く おとな けつひょうめい 区や大人の決意表明

こどもは、生まれながらにしていま い けんり しゅたい  
子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

わたし く おとな こ おも たいせつ う かぎ こた やくそく  
私たち区や大人は、子どもの想いを大切に受けとめ、できる限り応えていくことを約束します。

そして、にほんこくけんぽう こ けんりじょうやく へいせいがんねん こくさいれんごうそうかい さいたく じどう けん  
そして、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権  
り かん じょうやく きほんほう りねん もと こ けんり しゅたい ひと  
利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき、子どもが権利の主体として、一  
り ひとりのこどもが ゆた そだ ほしょう じぶん しあわ いま い あした ひ おも  
人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思  
える社会を実現することを宣言し、この条例を制定します。



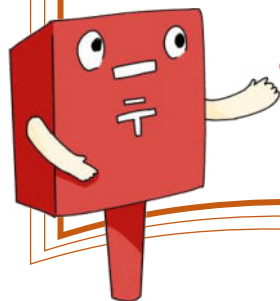
こ けんりじょうれい だい しょう だい しょう だい しょう  
子どもの権利条例では、世田谷の子どもが必要と考える権利を宣言するという形で定めます。

だい しょう じぶん けんり  
第5条 (自分らしくいられる権利)

- (1) 自分らしくいられ、差別を受けない権利
- (2) 平等に扱われる権利
- (3) 能力に応じて評価される権利

だい しょう ゆた す けんり  
第6条 (豊かに過ごす権利)

- (1) 今も将来も豊かに生きることができる権利
- (2) 自分のやりたいことを追求できる権利
- (3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利
- (4) 自分が知りたい情報を得られる権利



ほうほう じょうほう  
みなさんは、どんな方法で情報を  
て い  
手に入れているかな？  
とい おし  
問9でぜひ教えてね

だい しょう しゃかい まも しえん う けんり  
第7条 (社会から守られ、支援を受ける権利)

- (1) 安全で安心して過ごすことができる権利
- (2) 生存に関する権利
- (3) 健康で暮らせる権利
- (4) 生活環境と自然環境が守られる権利

だい しょう じぶん けんり  
第8条 (自分で自分のことを決める権利)

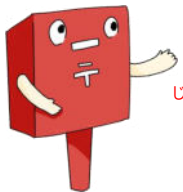
- (1) 様々なことに挑戦して失敗できる権利
- (2) 選択して自己決定できる権利
- (3) 自分らしく学び成長・発達できる権利

だい しょう いけん ひょうめい さんか さんかく けんり  
第9条 (意見を表明し、参加・参画することができる権利)

- (1) 意見を表明できる権利
- (2) 対話をして協働する権利
- (3) 地域に参画する権利

(1)めざすまちの姿すがた(じょうれい条例 だい第1章 だい第3条)

じょうれい 条例と けいかく 計画では、



じょうれいけんとう 条例検討プロジェクトの  
ちゅうこうせい 中高生メンバーが、

こえ みんなの声をまとめてくれたよ

みんなが じぶん 自分らしく チャレンジ チャレンジでき  
えがお 笑顔になれるまち

をめざします。

(2)計画の目標

こ 子ども・わかもの 若者 そうごうけいかく 総合計画の とりく 取り組みを通じて、

こ 子どもが けんり 権利の しゅたい 主体として、ひとり 一人ひとりの  
すこ 健やかな そだ 育ちが ほしょう 保障され、こ 子ども・わかもの 若者が、  
じぶん 自分らしく しあわ 幸せ(ウェルビーイング※)な いま 今を い 生き、  
あした 明日からも ひ よい日と おも 思える しゃかい 社会を じつげん 実現する。

もくひょう が目標です。

※「ウェルビーイング (Well-being)」

しんたいてき …身体的、せいしんてき 精神的、しゃかいてき 社会的に み 満たされ、ひと その人にとって こち ちょうど しあわ 心地よい、じょうたい 幸せな状態であることをいいます。



こ どもと若者に関する取組みを行うにあたっては、つぎの4つのことを大切にします。

1 子どもの権利と最善の利益の保障

こ どもを権利の主体とし、一人ひとりの気持ちや個性、考えを尊重し、その権利と最善の利益を保障する。

2 子ども・若者の意見表明と参加・参画

年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会、子ども・若者の声を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現する。

3 多様な関わりの中で、切れ目なく支える

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、多様な関わりの中で、切れ目なく、重なりあいながら、支える。

4 子ども・若者ととともにすすめる地域社会づくり

子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティの中で、互いを尊重しながら、育っていける地域社会をつくる。

計画の目標を達成するために、7つの「政策の柱」を定めます。

New

1 子ども・若者の参加・参画をすすめ、子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します

3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくりま

New

5 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくりま

7 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくりま

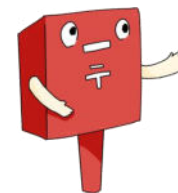
2 乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます

New

4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつ

6 人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

ここでクイズ！



わたし ぜんぶ なんかいとうじょう  
私は全部で何回登場したでしょうか？  
こた さいご し  
答えはアンケートの最後にお知らせ！  
みなさんの回答をお待ちしています！